

平 成 2 7 年 度

城 端 ・ 氷 見 線 活 性 化 推 進 協 議 会

総 会

日 時 平成 27 年 7 月 8 日（水）午後 1 時 30 分

場 所 高岡市役所 8 階 801 会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

- (1) 議案第 1 号 平成 26 年度事業報告
- (2) 議案第 2 号 平成 26 年度収支決算報告
監査報告
- (3) 議案第 3 号 規約の一部改正について
- (4) 議案第 4 号 委員の改選について
- (5) 議案第 5 号 平成 27 年度事業計画（案）
- (6) 議案第 6 号 平成 27 年度収支予算（案）

4 その他

5 閉 会

平成 26 年度実績報告書

1 会 議

- ・ 7月8日(火) 総会(於:高岡市役所)
- ・ 随 時 担当課長、担当者会議

2 事 業

(1) 調査啓発事業

- ・ 通 年 鉄道等利用啓発活動の展開
(高岡市公共交通利用促進協議会等との連携による
「ノーマイカーデー」の推進)

(2) 観光宣伝事業

- ・ 通 年 協議会ホームページの更新
- ・ 10月19日(日) 「鉄軌道王国とやま」全国発信事業と連携したPR
活動

(3) イベント事業

- ・ 4月23日(水) 城端線利用者への「となみチューリップフェア」入場
～5月6日(火) 料割引負担金(砺波市、砺波市花と緑と文化の財団と
の連携事業:JR城端線利用者3,669名)
- ・ 5月31日(土) 「万葉線と城端線で行く南砺イチゴ狩りの旅」事業へ
の負担金(万葉線を愛する会との連携事業:参加者50
名)
- ・ 6月22日(日) 「城端線&万葉線に乗って海王丸パークへ行こう」事
業への負担金(砺波市企画事業:参加者49名)
- ・ 10月～3月 わたしの城端線・氷見線フォトコンテスト事業への負
担金(城端線砺波市利用促進実行委員会、JR氷見線応
援委員会との連携事業:77名、160点の応募)
- ・ 10月25日(土) 「JR城端線に乗って越中の小京都「城端」へ行こう！」
事業への負担金(砺波市企画事業:参加者22名)
- ・ 10月25日(土)、 なんと彩菜まつり「まち巡り食べ歩きツアー」事業へ
26日(日) の負担金(南砺市企画事業:10月25日参加者34名、
26日参加者66名)

- ・ 11月15日（土） 「万葉線と JR 氷見線で行く秋の味覚りんご狩りとひみ番屋街ツアー」事業への負担金（万葉線対策協議会との連携事業：参加者 32 名）
- ・ 11月29日（日） 「終着駅サミット in 氷見」事業への負担金（氷見市、氷見商工会議所、氷見市観光協会、JR 氷見線応援委員会との連携事業）
- ・ 3月14日（土）、15日（日） 北陸新幹線開業オープニングセレモニー及び開業イベントへの負担金（新幹線まちづくり推進高岡市民会議との連携事業）

(4) 連携計画事業

- ・ 通年 城端線新駅（新高岡駅）の整備
全体工期：平成 25 年 3 月～
供用開始：平成 27 年 3 月 14 日
新駅の概要：1 面 1 線方式、ホーム延長 91m、幅員 3～4 m
- ・ 通年 城端線・氷見線の直通化の課題整理等
- ・ 8月～3月 城端・氷見線直通化に関する調査実施
調査内容：利用者に対するアンケート調査
実施時期：平成 26 年 10 月
配布枚数 1,611 枚、回収数 660 枚（回収率 41%）
- ・ 3月14日～ 城端線の増便試行
増便試行開始：平成 27 年 3 月 14 日～
増便運行本数：1 日 8 便（4 往復）
運行区間：城端駅～高岡駅間

(5) 美化運動の推進（城端・氷見線花いっぱい事業）

- ・ 通 年 沿線各駅の花壇、プランターの植栽、管理
（5 月 17 日（土）、10 月 24 日（金）に一斉植栽実施）

(6) 鉄道少年団育成事業

- ・ 通 年 高岡（団員 33 名）、城端（団員 13 名）の 2 鉄道少年団に活動助成

議案第2号

平成26年度収支決算書

自 平成26年4月1日

至 平成27年3月31日

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	適要
1 負担金	1,862,000	1,862,000	0	高岡市 732,000 氷見市 343,000 砺波市 358,000 南砺市 429,000
2 補助金	1,500,000	1,500,000	0	富山県 1,500,000
3 繰越金	1,096,437	1,096,437	0	前年度より繰越
4 諸収入	563	2,955	2,392	預金利息
計	4,459,000	4,461,392	2,392	

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	適要
1 会議費	100,000	4,800	△95,200	総会費用
2 事業費	4,259,000	2,475,832	△1,783,168	
(1) 調査啓発費	1,639,000	1,359,130	△279,870	沿線で実施されるイベント事業への負担金
(2) 観光宣伝費	1,800,000	300,000	△1,500,000	ホームページ更新・管理委託料
(3) 美化運動費	720,000	716,702	△3,298	沿線各駅花壇・プランター等への春・秋苗植え代、肥料代等
(4) 鉄道少年団育成費	100,000	100,000	0	高岡鉄道少年団、城端鉄道少年団への活動助成
3 事務費	100,000	30,479	△69,521	振込手数料、資料印刷費等
計	4,459,000	2,511,111	△1,947,889	

4,461,392 円 (収入額) - 2,511,111 円 (支出額) = 1,950,281 円 (翌年度繰越額)

2 連携計画事業特別会計

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	適要
負担金	33,500,000	7,411,075	△26,088,925	高岡市 3,740,549 氷見市 457,553 砺波市 1,520,242 南砺市 1,692,731
計	33,500,000	7,411,075	△26,088,925	

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	適要
委託費	33,500,000	7,411,075	△26,088,925	城端線増便試行運行経費 4,927,075 直通化調査費用 2,484,000
計	33,500,000	7,411,075	△26,088,925	

3 城端線新駅整備事業特別会計

(1) 収入の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	適要
補助金	207,683,309	127,096,088	△80,587,221	国 41,372,088 富山県 44,724,000 高岡市 41,000,000
繰越金	20,548,691	20,548,691	0	
計	228,232,000	147,644,779	△80,587,221	

(2) 支出の部

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減	適要
委託費	228,232,000	134,174,591	△94,057,409	城端線新駅整備費用
計	228,232,000	134,174,591	△94,057,409	

147,644,779円(収入額)－134,174,591円(支出額)＝13,470,188円(翌年度繰越額)

監 査 報 告 書

平成 26 年度城端・氷見線活性化推進協議会の収支決算について、帳票書類及び関係帳簿を監査したところ、いずれも適正に処理されていたことを報告いたします。

平成 27 年 6 月 29 日

監事

南砺市副市長

工藤 義明



議案第 3 号

城端・氷見線活性化推進協議会規約の一部改正について

城端・氷見線活性化推進協議会規約の一部を次のように改正する。

一 第 2 条を次のように改める。

(目的)

第 2 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画(以下「形成計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。

2 城端・氷見線地域公共交通総合連携計画(平成 26 年法律第 41 号による改正前の法第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した計画。以下「連携計画」という。)の実施に係る連絡調整を行うため並びに城端・氷見線(以下「両線」という。)の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

二 第 4 条第 5 号、6 号、7 号を次のように改める。

(5) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。

(6) 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(7) 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

三 別表 2 (部会の名称及び掌握事務)「連携計画策定部会」の項を次のように改める。

形成計画策定部会	1 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 3 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。
----------	--

城端・氷見線活性化推進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、城端・氷見線活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うことを目的とする。

2 城端・氷見線地域公共交通総合連携計画（平成26年法律第41号による改正前の法第5条第1項の規定に基づき策定した計画。以下「連携計画」という。）の実施に係る連絡調整を行うため並びに城端・氷見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、高岡市広小路7番50号高岡市役所内に置く。

(事 業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 両線の活性化のための各種調査・研究・啓発事業。
- (2) 関係当局に対する要望・陳情。
- (3) 観光・宣伝事業。
- (4) 両線周辺の美化運動に関すること。
- (5) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (6) 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (7) 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成のために必要なこと。

(組 織)

第5条 協議会は、別表1に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会には、会長1名、副会長3名、監事1名を置く。

3 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じる。

(任 期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、高岡市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、氷見市長・砺波市長・南砺市長をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監 事)

第8条 監事は、南砺市副市長をもって充てる。

2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重)

第10条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部 会)

第11条 協議会に、第4条に掲げる事業を円滑に行うため、部会を置くものとする。

- 2 部会の名称及び所掌事務は、別表2のとおりとする。
- 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第12条 部会には、特定事務を所掌するために分科会を置くことができる。

- 2 分科会の名称及び所掌事務は、別表3のとおりとする。
- 3 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財 務)

第14条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財産の移管)

第15条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。

(雑 則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、昭和62年10月5日から施行する。

この規約は、平成22年5月17日から施行する。

この規約は、平成23年3月29日から施行する。

この規約は、平成23年5月17日から施行する。

この規約は、平成25年1月25日から施行する。

この規約は、平成27年 月 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

(委員)

高岡市長
氷見市長
砺波市長
南砺市長
南砺市副市長
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長
富山県知事政策局長
富山県観光・地域振興局長
西日本旅客鉄道(株)金沢支社長
<u>あいの風とやま鉄道(株)代表取締役社長</u>
<u>万葉線(株)代表取締役社長</u>
加越能バス(株)取締役社長
西日本ジェイアールバス(株)代表取締役社長
高岡商工会議所会頭
氷見商工会議所会頭
砺波商工会議所会頭
高岡市商工会会長
南砺市商工会会長
公益社団法人 高岡市観光協会会長
一般社団法人 氷見市観光協会会長
一般社団法人 砺波市観光協会会長
一般社団法人 南砺市観光協会会長
高岡市連合自治会会長
氷見市自治振興委員連合会会長
砺波市地区自治振興会協議会会長
南砺市自治振興会連合会会長
J R 越中中川駅利用促進協議会会長
J R 戸出駅利用促進協議会会長

別表2 (部会の名称及び所掌事務)

部会の名称	所 掌 事 務
調査研究 部会	1 両線の活性化のための各種調査・研究・情報収集並びに啓発活動に関すること。 2 関係当局に対する要望・陳情等に関すること。 3 その他、両線の活性化に資すると認められる事項。
観光宣伝 部会	1 観光・宣伝事業に関すること。 2 両線周辺の美化運動に関すること。 3 その他、両線のイメージアップに必要と認められる事項。
形成計画 策定部会	1 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 3 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。

別表3 (部会に設置する分科会の名称及び所掌事務、事務担当)

部会の名称	分科会の名称	所 掌 事 務	備 考
観光宣伝部会	ラッピング列車に関する分科会	1 「忍者ハットリくん」のラッピング列車の運行に関すること。 2 その他、分科会の目的を達成するために必要な事項。	分科会の運営は氷見市が行うものとする。

旧	新
城端・水見線活性化推進協議会規約 (名 称) 第 1 条 本会は、城端・水見線活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目 的) 第 2 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に關する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため並びに城端・水見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。 (事務所) 第 3 条 協議会の事務所は、高岡市広小路 7 番 50 号高岡市役所内に置く。 (事業) 第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 両線の活性化のための各種調査・研究・啓発事業。	城端・水見線活性化推進協議会規約 (名 称) 第 1 条 本会は、城端・水見線活性化推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。 (目 的) 第 2 条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、法第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成及び実施に關する協議を行うことを目的とする。 2 城端・水見線地域公共交通総合連携計画（平成 26 年法律第 41 号による改正前の法第 5 条第 1 項の規定に基づき策定した計画。以下「連携計画」という。）の実施に係る連絡調整を行うため並びに城端・水見線（以下「両線」という。）の活性化を推進し、もって沿線地域の発展に寄与することを目的とする。 (事務所) 第 3 条 協議会の事務所は、高岡市広小路 7 番 50 号高岡市役所内に置く。 (事業) 第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1) 両線の活性化のための各種調査・研究・啓発事業。

(2) 関係当局に対する要望・陳情。 (3) 観光・宣伝事業。 (4) 両線周辺の美化運動に関すること。 (5) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。 (6) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (7) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成のために必要なこと。	(2) 関係当局に対する要望・陳情。 (3) 観光・宣伝事業。 (4) 両線周辺の美化運動に関すること。 (5) 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 (6) 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 (7) 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成のために必要なこと。
(組 織) 第 5 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。 2 協議会には、会長 1 名、副会長 3 名、監事 1 名を置く。 3 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じる。	(組 織) 第 5 条 協議会は、別表 1 に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。 2 協議会には、会長 1 名、副会長 3 名、監事 1 名を置く。 3 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長が総会の承認を経て委嘱し、会長の諮問に応じる。
(任 期) 第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。 (会長及び副会長) 第 7 条 会長は、高岡市長をもって充てる。	(任 期) 第 6 条 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残存期間とする。 (会長及び副会長) 第 7 条 会長は、高岡市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。 3 副会長は、氷見市長・砺波市長・南砺市長をもって充てる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (監 事) 第 8 条 監事は、南砺市副市長をもって充てる。 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。	2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。 3 副会長は、氷見市長・砺波市長・南砺市長をもって充てる。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。 (監 事) 第 8 条 監事は、南砺市副市長をもって充てる。 2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告しなければならない。
(会 議) 第 9 条 協議会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。	(会 議) 第 9 条 協議会の会議は、総会とし、会長が必要に応じて招集する。 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。 4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数の賛成をもって決することとする。ただし、関係する交通事業者の同意を得るものとする。 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。 6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重) 第 10 条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。 (部 会) 第 11 条 協議会に、第 4 条に掲げる事業を円滑に行うため、部会を置くものとする。 2 部会の名称及び所掌事務は、別表 2 のとおりとする。 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第 12 条 部会には、特定事務を所掌するために分科会を置くことができる。 2 分科会の名称及び所掌事務は、別表 3 のとおりとする。 3 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。	7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重) 第 10 条 協議会で協議が整った事項について、委員はその協議結果を尊重しなければならない。 (部 会) 第 11 条 協議会に、第 4 条に掲げる事業を円滑に行うため、部会を置くものとする。 2 部会の名称及び所掌事務は、別表 2 のとおりとする。 3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (分科会) 第 12 条 部会には、特定事務を所掌するために分科会を置くことができる。 2 分科会の名称及び所掌事務は、別表 3 のとおりとする。 3 分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局) 第 13 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。 2 事務局には事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
---	---

(財 務) 第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財産の移管) 第 15 条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。	(財 務) 第 14 条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。 2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。 3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (財産の移管) 第 15 条 協議会は、幹線鉄道等活性化事業費補助を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）により取得した財産について、あらかじめ補助事業の開始前に、当該財産の管理を行う者及び補助事業に要する経費の負担を行う者と協議して定めるところにより、当該財産の管理を行う者に移管するものとする。
(雑 則) 第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、昭和 62 年 10 月 5 日から施行する。 この規約は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。 この規約は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。 この規約は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。 この規約は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。	(雑 則) 第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 附 則 この規約は、昭和 62 年 10 月 5 日から施行する。 この規約は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。 この規約は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。 この規約は、平成 23 年 5 月 17 日から施行する。 この規約は、平成 25 年 1 月 25 日から施行する。 この規約は、平成 27 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)	別表 1 (第 5 条関係)
(委員) 高岡市長 氷見市長 砺波市長 南砺市長 南砺市副市長 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長 富山県知事政策局長 富山県観光・地域振興局長 西日本旅客鉄道(株)金沢支社長 加越能バス(株)取締役社長 西日本ジェイアールバス(株)代表取締役社長 高岡商工会議所会頭 氷見商工会議所会頭 砺波商工会議所会頭 高岡市商工会会長 南砺市商工会会長 公益社団法人 高岡市観光協会会長 一般社団法人 氷見市観光協会会長 一般社団法人 砺波市観光協会会長 南砺市観光協会会長 高岡市連合自治会会長 氷見市自治振興委員連合会会長	(委員) 高岡市長 氷見市長 砺波市長 南砺市長 南砺市副市長 国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長 富山県知事政策局長 富山県観光・地域振興局長 西日本旅客鉄道(株)金沢支社長 <u>あいの風とやま鉄道(株)代表取締役社長</u> <u>万葉線(株)代表取締役社長</u> 加越能バス(株)取締役社長 西日本ジェイアールバス(株)代表取締役社長 高岡商工会議所会頭 氷見商工会議所会頭 砺波商工会議所会頭 高岡市商工会会長 南砺市商工会会長 公益社団法人 高岡市観光協会会長 一般社団法人 氷見市観光協会会長 一般社団法人 砺波市観光協会会長 一般社団法人 南砺市観光協会会長

砺波市地区自治振興会協議会会長 南砺市自治振興会連合会会長 J R 越中中川駅利用促進協議会会長 J R 戸出駅利用促進協議会会長

別表 2 (部会の名称及び所掌事務)

部会の名称	所 掌 事 務
調査研究 部会	1 両線の活性化のための各種調査・研究・情報収集並びに啓発活動に関すること。 2 関係当局に対する要望・陳情等に関すること。 3 その他、両線の活性化に資すると認められる事項。
観光宣伝 部会	1 観光・宣伝事業に関すること。 2 両線周辺の美化運動に関すること。 3 その他、両線のイメージアップに必要と認められる事項。
連携計画 策定部会	1 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 3 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。

高岡市連合自治会会長 氷見市自治振興委員連合会会長 砺波市地区自治振興会協議会会長 南砺市自治振興会連合会会長 J R 越中中川駅利用促進協議会会長 J R 戸出駅利用促進協議会会長

別表 2 (部会の名称及び所掌事務)

部会の名称	所 掌 事 務
調査研究 部会	1 両線の活性化のための各種調査・研究・情報収集並びに啓発活動に関すること。 2 関係当局に対する要望・陳情等に関すること。 3 その他、両線の活性化に資すると認められる事項。
観光宣伝 部会	1 観光・宣伝事業に関すること。 2 両線周辺の美化運動に関すること。 3 その他、両線のイメージアップに必要と認められる事項。
形成計画 策定部会	1 形成計画の策定及び変更の協議に関すること。 2 形成計画の実施に係る協議及び連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。 3 形成計画及び連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。 4 その他、部会の目的を達成するために必要な事項。

項。			
別表 3 (部会に設置する分科会の名称及び所掌事務、事務担当)			
部会の名称	分科会の名称	所掌事務	備考
観光宣伝部会	ラッピング列車に関する分科会	1 「忍者ハットリくん」のラッピング列車の運行に関すること。 2 その他、分科会の目的を達成するため必要な事項。	分科会の運営は氷見市が行うものとする。

議案第4号

城端・氷見線活性化推進協議会 委員名簿（案）

平成27年7月8日

所 属	役 職	氏 名
高岡市長	会長	高橋 正樹
氷見市長	副会長	本川 祐治郎
砺波市長	副会長	夏野 修
南砺市長	副会長	田中 幹夫
南砺市副市長	監事	工藤 義明
国土交通省北陸信越運輸局富山運輸支局長		小池 克弘
富山県知事政策局長		山崎 康至
富山県観光・地域振興局長		漆畑 有浩
西日本旅客鉄道株式会社金沢支社長		野中 雅志
あいの風とやま鉄道株式会社代表取締役社長		市井 正之
万葉線株式会社代表取締役社長		竹平 栄太郎
加越能バス株式会社取締役社長		稲田 祐治
西日本ジェイアールバス株式会社代表取締役社長		宇都宮 道夫
高岡商工会議所会頭		川村 人志
氷見商工会議所会頭		寺下 利宏
砺波商工会議所会頭		大島 肇一
高岡市商工会会長		大井 弘
南砺市商工会会長		花島 榮一
公益社団法人 高岡市観光協会会長		川村 人志
一般社団法人 氷見市観光協会代表理事会長		松原 勝久
一般社団法人 砺波市観光協会会長		五島 辰夫
一般社団法人 南砺市観光協会会長		川合 声一
高岡市連合自治会会長		杉江 幸男
氷見市自治振興委員連合会会長		仕切 義宣
砺波市地区自治振興会協議会会長		小幡 勝義
南砺市自治振興会連合会会長		島田 勝由
JR 越中中川駅利用促進協議会会長		金森 昌義
JR 戸出駅利用促進協議会会長		澤田 誠一郎

(28名)

平成 27 年 度 事 業 計 画 (案)

1 調査啓発事業

- ・鉄道等利用啓発活動の展開（高岡市公共交通利用促進協議会等との連携による「ノーマイカーデー」の推進）

2 観光宣伝事業

- ・協議会ホームページの更新
- ・ラッピング車両を活用した沿線地域の魅力発信
- ⑨・コンセプト列車を活用した沿線地域の魅力発信

3 イベント事業

- ・城端線利用者への「となみチューリップフェア」入場料割引負担金
（砺波市、砺波市花と緑と文化の財団との連携事業：4月23日～5月6日）
- ・「万葉線と城端線で行く南砺イチゴ狩りの旅」事業への負担金
（万葉線を愛する会との連携事業：5月31日）
- ・「城端線・氷見線フォトコンテスト」事業への負担金（城端線砺波市利用促進実行委員会、JR 氷見線応援委員会との連携事業：6月～3月予定）
- ・「城端線&万葉線に乗って海王丸パークへ行こう」事業への負担金
（砺波市企画事業：10月予定）
- ・「なんと彩菜まつり（まち巡り食べ歩きツアー）」、「城端まちなみ歩き旅クーポン」事業への負担金（南砺市観光協会との連携事業：10月予定）
- ・「ひみ永久グルメ博」事業への負担金
（ひみ永久グルメ博実行委員会との連携：10月予定）
- ・「万葉線と JR 氷見線で行く秋の味覚りんご狩りとひみ番屋街ツアー」事業への負担金（万葉線対策協議会との連携事業：11月予定）
- ・「ひみぶりフェア」事業への負担金
（ひみぶりフェア実行委員会との連携：12月～2月予定）
- ・「城端線新高岡駅開業1周年記念イベント（仮称）」事業への負担金
（新幹線まちづくり推進高岡市民会議との連携事業：28年春予定）

4 連携計画及び形成計画策定事業

- ・車両の内装のリニューアル検討
コンセプト列車を活用した沿線地域の魅力発信（再掲）
- ・交通 IC カードの導入の課題整理
- ・城端線新駅の整備
平成 26 年度からの一部残工事（出改札機データ改修等）
- ・城端線の増便試行
城端線増便試行に係る利用状況調査の実施
- ・城端・氷見線の直通化の課題整理等
- ⑨・地域公共交通網形成計画の策定

5 美化運動の推進（城端・氷見線花いっぱい事業）

- ・沿線各駅の花壇、プランターの植栽、管理

6 鉄道少年団育成事業

- ・鉄道少年団に活動助成（高岡、城端）

議案第 6 号

平成 27 年度 収 支 予 算 (案)

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

1 一般会計

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	27 年度予算額	26 年度予算額	増減	適要
1 負担金	1,882,000	1,862,000	20,000	高岡市 752,000 氷見市 343,000 砺波市 358,000 南砺市 429,000
2 補助金	1,500,000	1,500,000	0	富山県 1,500,000
3 繰越金	1,950,281	1,096,437	853,844	前年度より繰越
4 諸収入	719	563	156	預金利息
計	5,333,000	4,459,000	874,000	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	27 年度予算額	26 年度予算額	増減	適要
1 会議費	100,000	100,000	0	総会、担当者会議等費用
2 事業費	5,133,000	4,259,000	874,000	
(1) 調査啓発費	1,639,000	1,639,000	0	沿線で実施されるイベントへの負担金
(2) 観光宣伝費	2,674,000	1,800,000	874,000	ホームページの更新、ラッピング列車、コンセプト列車を活用した魅力発信、PR活動
(3) 美化運動費	720,000	720,000	0	各駅花壇・プランターの植栽(春・秋実施)
(4) 鉄道少年団育成費	100,000	100,000	0	鉄道少年団への活動助成金
3 事務費	100,000	100,000	0	消耗品、郵送料、振込手数料等
計	5,333,000	4,459,000	874,000	

2 連携計画及び形成計画策定事業特別会計

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	27 年度予算額	26 年度予算額	増減	適要
補助金	37,428,000	0	37,428,000	国 4,765,000 富山県 32,663,000
負担金	75,326,961	33,500,000	41,826,961	高岡市 40,644,425 氷見市 1,823,000 砺波市 15,725,185 南砺市 17,134,351
計	112,754,961	33,500,000	79,254,961	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	27 年度予算額	26 年度予算額	増減	適要
委託費	112,754,961	33,500,000	79,254,961	調査費用 14,765,000 増便試行費用 97,989,961
計	112,754,961	33,500,000	79,254,961	

3 城端線新駅整備事業特別会計

(1) 収入の部

(単位：円)

科目	27 年度予算額	26 年度予算額	増減	適要
繰越金	13,470,188	20,548,691	△7,078,503	前年度より繰越
補助金	△1,579,188	207,683,309	△209,262,497	高岡市返還分 △1,579,188
計	11,891,000	228,232,000	△216,341,000	

(2) 支出の部

(単位：円)

科目	27 年度予算額	26 年度予算額	増減	適要
委託費	11,891,000	228,232,000	△216,341,000	城端線新駅整備費用
計	11,891,000	228,232,000	△216,341,000	

城端線・氷見線の直通化の課題整理について

城端線・氷見線の直通化については、両線の運行改善及び利便性向上につながる重要な手段であることから、連携計画において「城端線・氷見線の直通化の課題整理」が位置付けられており、平成 24 年度より継続して調査を実施してきたものである。

平成 24 年度調査では、三セク後の北陸本線、城端・氷見線、貨物等のダイヤ、施設の運用、管理、駅構内作業等の状況が不透明なことから、現時点で知りうる情報をもとに、現状の平面図上に配線計画を検討し概算事業費の算定や課題整理を実施し、平成 25 年度調査では、この費用に対する効果を検証するため、費用対効果分析を実施した。

平成 26 年度は、直通化に対するニーズや利用意向等についてアンケートを行い、直通化による定性的な効果の調査を実施した。

1 業務委託概要

- ・ 業務委託者 JR 西日本コンサルタンツ株式会社 北陸支店
- ・ 履行期間 平成 26 年 8 月 29 日～平成 27 年 3 月 10 日

2 アンケート調査等定性的効果調査 実施・回収実績

(1) アンケート実施概要

① アンケート票配布及び回収日時

平成 26 年 10 月 17 日（金）7:00～12:00（回収は 18:00 まで）

② アンケート票配布及び回収駅

高岡駅（城端線・氷見線ホーム）、氷見駅、伏木駅、越中中川駅、戸出駅、砺波駅、福野駅、福光駅、城端駅、雨晴駅（回収のみ）

(2) アンケート票配布・回収実績

配布枚数 1,611 枚（氷見線 44%、城端線 56%）

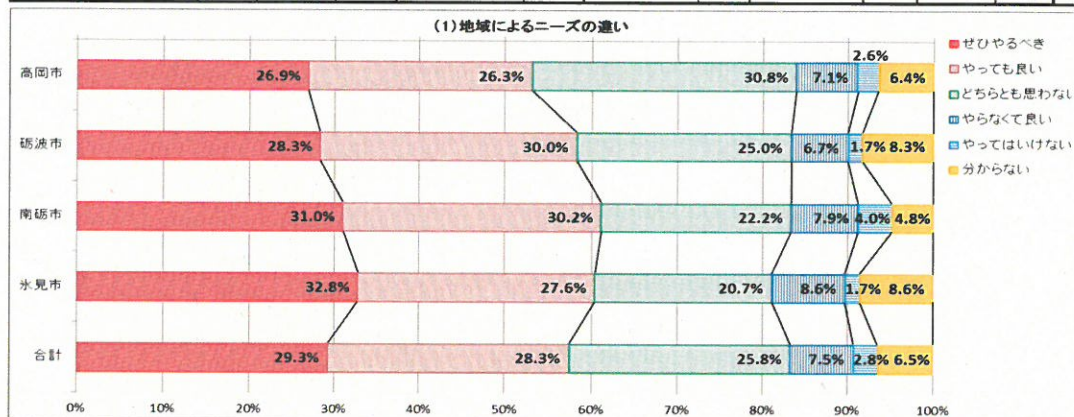
回収数（有効票） 660 枚

回収率 41.0%

アンケート調査結果

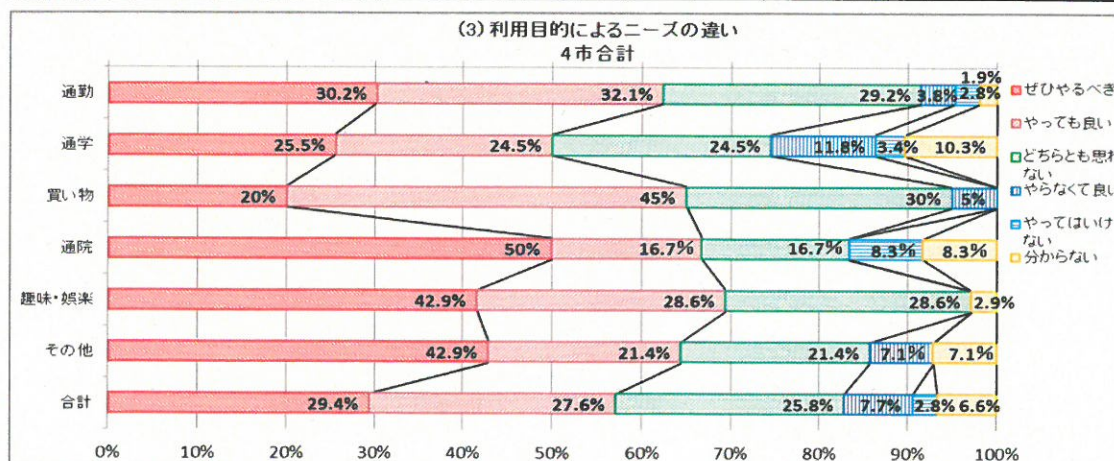
(1) 地域による直通化ニーズ

居住地	質問C 今後の城端線・氷見線について															無回答
	(エ) 城端線・氷見線の直通化について															
	ぜひやるべき		やっても良い		どちらとも思わない		やらなくて良い		やってはいけない		分からない		合計			
高岡市	42	26.9%	41	26.3%	48	30.8%	11	7.1%	4	2.6%	10	6.4%	156	100%	3	
砺波市	17	28.3%	18	30.0%	15	25.0%	4	6.7%	1	1.7%	5	8.3%	60	100%	3	
南砺市	39	31.0%	38	30.2%	28	22.2%	10	7.9%	5	4.0%	6	4.8%	126	100%	13	
氷見市	19	32.8%	16	27.6%	12	20.7%	5	8.6%	1	1.7%	5	8.6%	58	100%	2	
合計	117	29.3%	113	28.3%	103	25.8%	30	7.5%	11	2.8%	26	6.5%	400	100%	21	



(2) 利用目的によるニーズ

4市合計	質問C 今後の城端線・氷見線について														
	(エ)城端線・氷見線の直通化について														
	ぜひやるべき		やっても良い		どちらとも思わない		やらなくて良い		やってはいけない		分からない		合計		無回答
通勤	32	30.2%	34	32.1%	31	29.2%	4	3.8%	3	2.8%	2	1.9%	106	100%	2
通学	52	25.5%	50	24.5%	50	24.5%	24	11.8%	7	3.4%	21	10.3%	204	100%	4
買い物	4	20%	9	45%	6	30%	1	5%	0	0%	0	0%	20	100%	3
通院	6	50%	2	16.7%	2	16.7%	0	0%	1	8.3%	1	8.3%	12	100%	1
趣味・娯楽	15	42.9%	10	28.6%	10	28.6%	0	0%	0	0%	1	2.9%	35	100%	2
その他	6	42.9%	3	21.4%	3	21.4%	1	7.1%	0	0%	1	7.1%	14	100%	2
合計	115	29.4%	108	27.6%	101	25.8%	30	7.7%	11	2.8%	26	6.6%	391	100%	14
無回答	3		3		3		0		0		0		9		

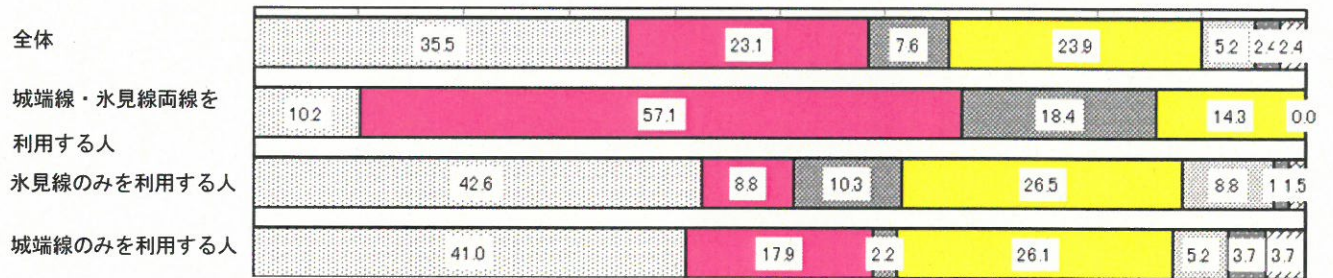


(3) 利用路線によるニーズ

① 利用路線による乗継路線の重要性

	全体	②どの路線(交通機関)との乗り継ぎが最も重要だと考えますか？						
		並行在来線	氷見線(城端線ご利用の方)	城端線(氷見線ご利用の方)	北陸新幹線へのアクセス	路線バス	万葉線	その他
全体	251	89	58	19	60	13	6	6
	100.0	35.5	23.1	7.6	23.9	5.2	2.4	2.4
城端線・氷見線両線を利用する人	49	5	28	9	7	0	0	0
	100.0	10.2	57.1	18.4	14.3	0.0	0.0	0.0
氷見線のみを利用する人	68	29	6	7	18	6	1	1
	100.0	42.6	8.8	10.3	26.5	8.8	1.5	1.5
城端線のみを利用する人	134	55	24	3	35	7	5	5
	100.0	41.0	17.9	2.2	26.1	5.2	3.7	3.7

□並行在来線 □氷見線(城端線ご利用の方) □城端線(氷見線ご利用の方) □北陸新幹線へのアクセス □路線バス □万葉線 □その他



② 城端線・氷見線両線利用者による各施策に対するニーズ

	全体	ぜひやるべき	やっても良い	どちらとも思わない	やらなくて良い	やってはいけない	分からない
ア)車両の更新	56	28	11	10	5	0	2
	100.0	50.0	19.6	17.9	8.9	0.0	3.6
イ)列車の増便	57	36	15	4	1	0	1
	100.0	63.2	26.3	7.0	1.8	0.0	1.8
ウ)交通ICカードの導入	56	13	10	22	7	1	3
	100.0	23.2	17.9	39.3	12.5	1.8	5.4
エ)城端線・氷見線間の直通化	57	27	16	10	2	1	1
	100.0	47.4	28.1	17.5	3.5	1.8	1.8
オ)ダイヤの見直し・調整	57	22	15	16	3	0	1
	100.0	38.6	26.3	28.1	5.3	0.0	1.8
カ)運賃の見直し	56	11	13	22	7	1	2
	100.0	19.6	23.2	39.3	12.5	1.8	3.6
キ)駅設備の改善	57	8	18	20	8	1	2
	100.0	14.0	31.6	35.1	14.0	1.8	3.5

□ぜひやるべき □やっても良い □どちらとも思わない □やらなくて良い □やってはいけない □分からない

